○農林水産省告示第千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　公衆の保健

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　三重県南牟婁郡御浜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を三重県庁及び御浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町宇都井一三〇三の五から一三〇三の七まで、一三〇四の二、一三〇五の五から一三〇五の七まで、一三四四の四、一三四四の五、一三四五の三、一三四六の二、一三四七の二、一三四七の三

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千三百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道久遠郡せたな町大成区上浦五〇七の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道奥尻郡奥尻町字赤石五二八の一・久遠郡せたな町北檜山区新成六五〇の四・六五〇の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六五〇の二

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道旭川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び旭川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町中野一九八四の三、一九八四の四

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町多久和一一一の一から一一一の四まで

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　鹿児島県西之表市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　風害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県庁及び西之表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県笛吹市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

笛吹市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十六年九月三十日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。）